

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付手続きの流れ

①上水道課へ相談

②補助金交付申請書（様式第1号）の提出【申請者→市】

《添付書類》

○事業予定場所の位置図 ○設計図面（平面図） ○見積書の写し（費用内訳が明記されているもの） ○市税に滞納がないことを証する書類

以下、該当する場合のみ

- ・代表者選任届兼誓約書（様式第2号。共同利用の場合）
- ・土地使用承諾書（様式第3号。共同利用の場合又は他人の土地に給水施設を設置する場合）
- ・給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
- ・飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類並びに浄水器の性能及び仕様を証する書類（浄水器を設置する場合）
- ・その他市長が必要と認める書類

③補助金交付決定通知書（様式第4号）を送付【市→申請者】

④工事の着手

交付決定通知後、工事に着手

※交付決定前に着工されると補助対象になりません

〈事業を変更・中止する場合〉

補助金変更等承認申請書（様式第5号）の提出【申請者→市】

⑤実績報告書（様式第6号）の提出【申請者→市】

事業完了後30日以内か3月31日のいずれか早い日までに提出

《添付書類》

○補助事業に係る請求書（工事等の費用内訳の記載があるもの。）

○領収書の写し ○工事写真（着工前、工事中及び完成後）

○竣工図面（平面図）

○水質検査項目の結果の写し（水質検査基準に適合したもの）

以下、該当する場合のみ

- ・柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- ・浄水器設置前に水質基準不適合項目の浄水器設置後における水質検査結果の写し（浄水器を設置した場合）
- ・その他市長が必要と認める書類

⑥補助金請求書（様式第7号）の提出【申請者→市】

⑦補助金振込

請求書受理後30日以内に支払い